

7 建企第 9 号
令和 7 年 4 月 23 日

建設工事の事業者 様

岡崎市長 内 田 康 宏

主任（監理）技術者等の兼務に係る取扱いについて（通知）

建設業法等改正法のうち、監理技術者等の専任義務に係る合理化に関する一部規定が施行されました。

つきましては、主任（監理）技術者等の兼務に係る取扱いについて、下記のとおりとしましたので通知します。なお、本通知に伴い令和 4 年 12 月 13 日付け 4 建企第 287 号「専任の主任技術者の兼務に係る取扱いについて（通知）」の一部改正について（通知）及び令和 3 年 3 月 19 日付け 2 契第 1733 号「建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて（通知）」は廃止します。

記

主任（監理）技術者等を兼務できる工事は、国、愛知県及び岡崎市の発注する公共工事とする。ただし、国、愛知県の発注する工事は施工箇所が岡崎市内に限るものとし、次の 1 から 5 のいずれかに該当するものとする。また、合算による諸経費の調整を行う工事は、同一現場とみなされるため、本通知の適用を受けずとも主任（監理）技術者を兼務できる。

1 主任技術者の兼務

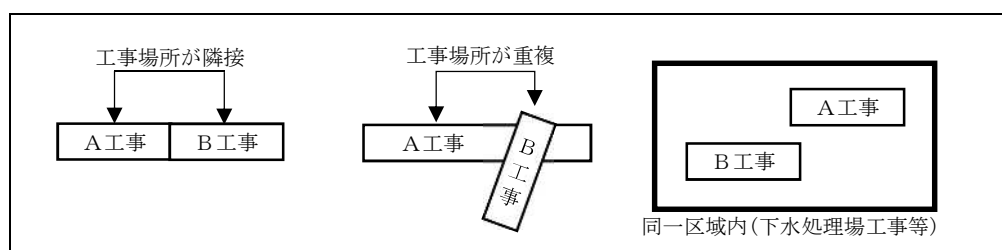
公共性のある工作物等に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。（建設業法施行令 第 27 条第 2 項参照）※この規定は専任の監理技術者には適用されない。

③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、**密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる**（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、**この規定は、専任の監理技術者については適用されない。**

- 1) **工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事**で、かつ、**工事現場の相互の間隔が10km程度**の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、**原則2件程度**とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

(1) 上記、マニュアルの当面の取り扱いを以下のとおりとする。

「密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる」の例



「工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事」の例

- ・ 連続する河川(本・支川)における同種・類似工事
- ・ 国道、県道、市道における同種・類似工事 等

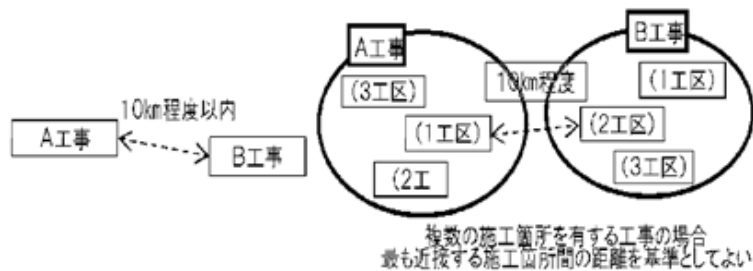
「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・ 工事間で土砂を流用する工事
- ・ 工事用道路を共用する工事
- ・ 現道規制の調整を要する工事

- ・ 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要する工事等

※（発注者、受注者の双方が調整する場合を含む）

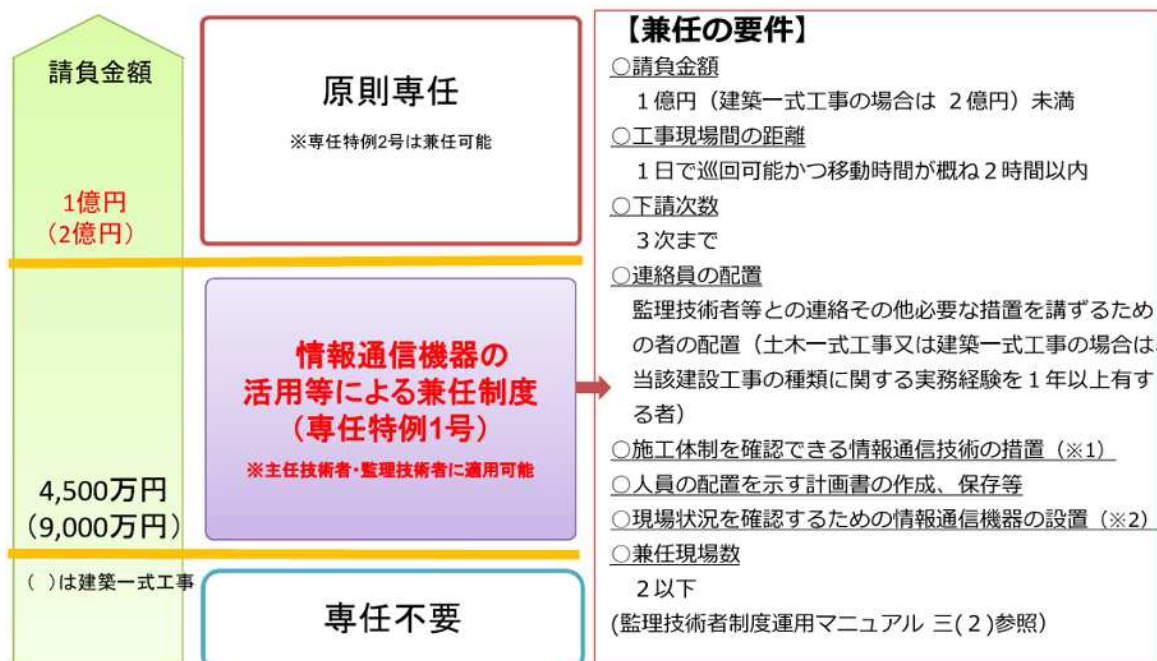
なお、もう一つの要件である「**工事現場の相互の間隔が10km程度**」の判断は、工事現場間を直線で結んだ距離を基準に判断するものとする。（極端な迂回が生じる等、現場間の移動が容易でない場合には通用しないものとする。）



- (2) 上記、当面の取扱いを適用する場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は**原則2件まで**とする。

2 主任（監理）技術者の兼務（専任特例1号）

専任特例1号は、主任技術者又は監理技術者は専任を要する工事を兼務でき、具体的な要件等は以下のとおり。（建設業法 第26条第3項第1号、同法施行令 第28条参照）



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」（中部地方整備局）より引用

① **専任特例1号**については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

- 1) 各建設工事の**請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）**であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 2) 建設工事の**工事現場間の距離**が、同一の主任技術者又は監理技術者がその**一日の勤務時間内に巡回可能**なものであり、**かつ**工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の**移動時間がおおむね2時間以内**であること。（規則第十七条の二第一項第一号）なお、左記の移動時間は**片道に要する時間**であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- 3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、**下請次数が3を超えていない**こと。（規則第十七条の二第一項第二号）なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との**連絡その他必要な措置を講ずるための者**（以下「**連絡員**」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の**連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者**を当該工事現場に置くこと。（規則第十七条の二第一項第三号）

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、**同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することとは可能**である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

- 5) 当該工事現場の**施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置**を講じていること。（規則第十七条の二第一項第四号）なお、**情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの**とし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した**人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置く**こと。また、当該計画書は、規則二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。（規則第十七条の二第一項第五号、第二項）

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

（イ）当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

（ロ）当該建設工事の内容（法別表 1 上段の建設工事の種類）

（ハ）当該建設工事の請負代金の額

（ニ）工事現場間の移動時間

（ホ）下請次数

（ヘ）連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

（ト）施工体制を把握するための情報通信技術

（チ）現場状況を把握するための情報通信機器

7) 主任技術者又は監理技術者が、**当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保**されていること。（規則第十七条の三）なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

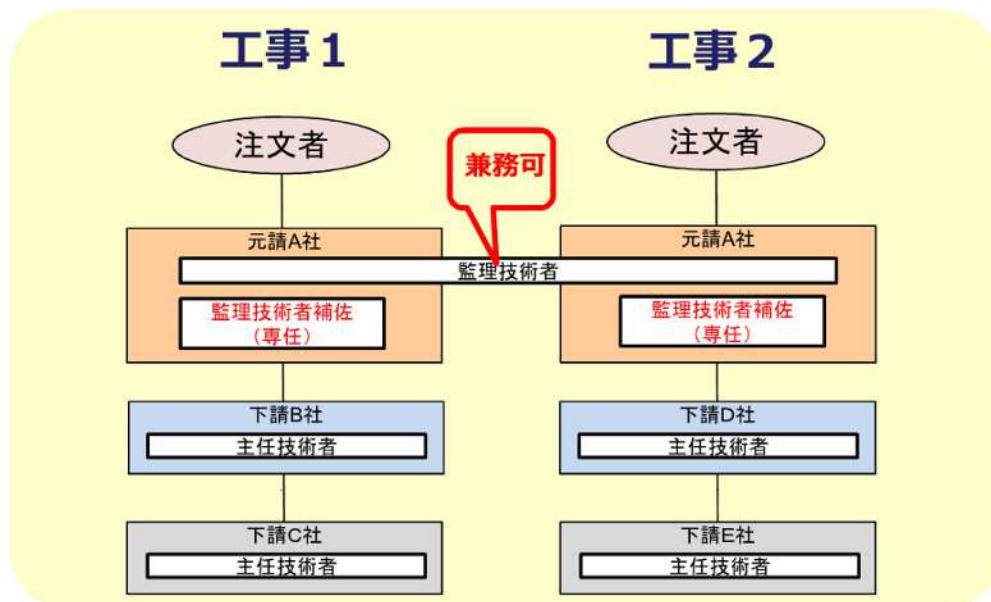
8) **兼務する建設工事の数は、2 を超えない**こと。（令第三十条）なお、「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が 2 を超えてはならない。

※専任特例 1 号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいは D X 技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定したもの。

3 監理技術者の兼務（監理技術者補佐を配置）（専任特例2号）

監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を、当該工事現場ごとに専任で置く場合には監理技術者の兼務が認められる。この場合、監理技術者が兼務できるのは2現場までである。また、兼務できる工事現場の条件は、市内で相互の間隔（直線で結んだ距離）が10Km程度以内とする。なお、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者である。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、監理技術者の資格を有する者に限る。

- ・ 1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補）（令和3年4月1日施行）
- ・ 監理技術者の資格を有する者
（建設業法 第26条第3項第2号、同法施行令 第28条参照）



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」（中部地方整備局）より引用

② **専任特例 2 号**については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、**当該工事現場ごとに監理技術者補佐（一（２）③参照）を専任**で置かなければならない（法二十六条第三項第二号）。

なお、**監理技術者が兼務できる工事現場数は 2**とされている（法第二十六条第四項、令第三十条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。なお、工事現場の数が 1 であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできない。また、専任特例 2 号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合（専任特例 2 号）は、以下の①～⑦の要件を全て満たさなければならない。
 - ① 建設業法第 26 条第 3 項第 2 項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ③ 監理技術者補佐は、契約課にあらかじめ提出された「技術職員名簿」に開札日の前日（総合評価方式による入札の場合は参加申込期間の最終日）までに登載されていること。（一級施工管理技士補の資格を技術職員名簿に登載する必要はない。）
 - ④ 同一の監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
 - ⑤ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ⑥ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ⑦ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (2) 当該工事の監理技術者が専任特例 2 号を適用して兼務する事となる場合、⑤～⑦について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出

すること。

- (3) 当該工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

4 監理（主任）技術者が複数の工事を同一の工事として管理

<「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)>

④ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が**同一の建築物又は連続する工作物**である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら**複数の工事を一の工事とみなして**、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

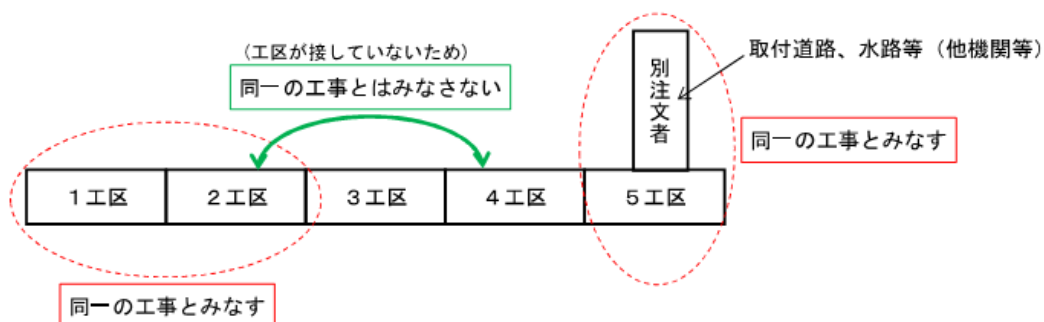
（専任特例の場合を除く。）なお、本項を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、①～③の特例を併用することは可能である。

※補足 令和4年12月23日国不建第457号の監理技術者制度運用マニュアル改正にて、随意契約以外にも対象となった項目

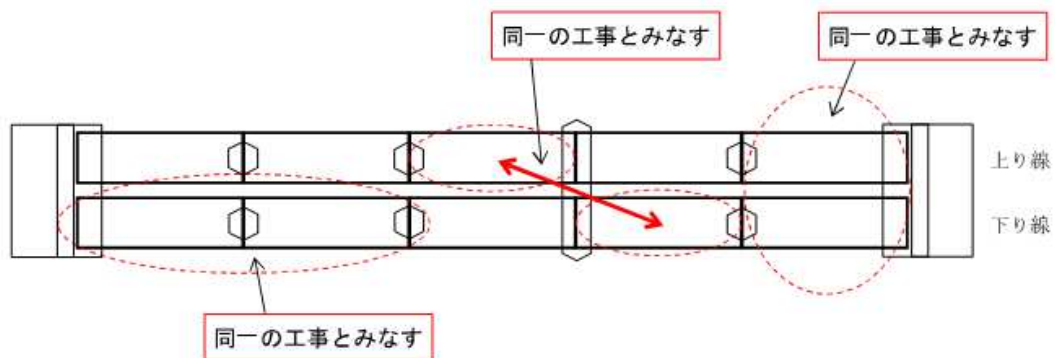
「同一の建築物又は連続する工作物」及び「複数の工事を一の工事とみなし」の考え方について、次の事項を基本とし、事例を参考に運用することとする。

- ① 主たる工種（積算体系のレベル2）が同一で、工作物が接している工事。
 - ② 全ての注文者（発注者）が認めた工事であれば、件数に制限は設けない。
 - ③ 施工ヤードが隣接するのみの工事は、同一の工事とみなさない。
 - ④ その他、合理的な技術上の管理が可能な範囲で発注者が認める工事。
- ④については、発注前に建設企画課と調整を行うこと。

○道路、河川等において、工区を分けて発注した場合

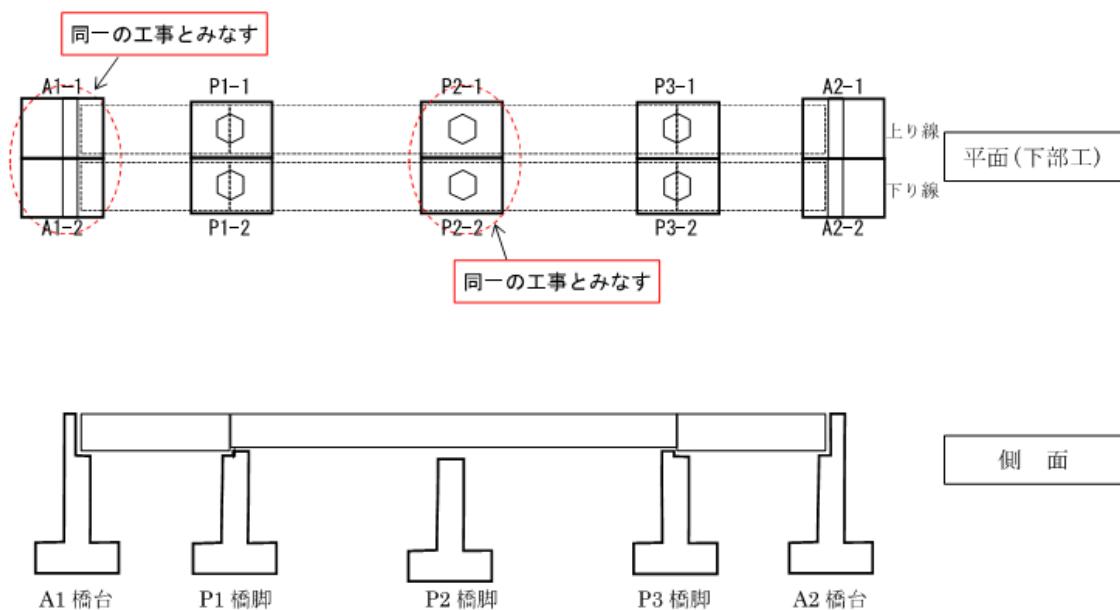


○橋梁上部工において、分割発注した場合（径間、上下線を全て分割した場合を前提とする）



※橋梁上部工において構造物が接しているとは、同一の下部工に架かる上部工とみなし、これらの上部工は、**同一の工事とみなす**

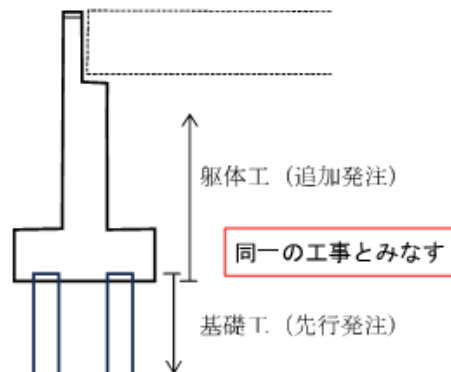
○橋梁下部工において、分割発注した場合（上下線を全て分割した場合を前提とする）



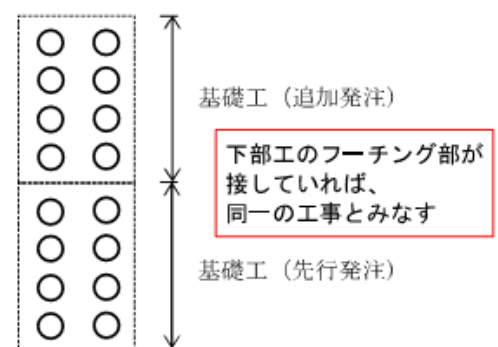
※同径間（上下線・歩車道・側道を含む）でフーチング及び躯体部の一部が接しているもの（目地材等で分断されているものも含む）は、**同一の工事とみなす**

○橋梁下部工において

基礎工と躯体工を分割して発注した場合



基礎工を分割して発注した場合



○下水道処理場等における場合（排水機場も含む）

- ・ 同一の建物内において接続する機械（電気）設備は、**同一の工事とみなす**
- ・ 場内において有線で接続する電気通信設備は、**同一の工事とみなす**

○公園等における場合

- ・ 隣接する工事範囲で接続する工作物がある場合は、**同一の工事とみなす**

例 1：園路や排水構造物等、連続している工作物が主たる工事は、**同一の工事とみなす**

例 2：休憩施設や遊具等、点在する施設が主たる工事は、**同一の工事とはみなさない**
(構造物が接していないため)

5 営業所（特定営業所）技術者と主任（監理）技術者の兼務

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）とは、建設業に関する営業の中心は営業所にあることから、各営業所における建設工事に関する請負契約の適正な締結及び履行の業務に関する技術上の管理をするため、建設業の許可を受けようとする営業所には、建設業の許可の区分や種類に応じて、建設工事の施工に関する一定の資格や経験を持つ専任の技術者の配置を求めており、営業所に常勤（テレワーク行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。

ただし、要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。（建設業法第 26 条第 5 項参照）

<「監理技術者制度運用マニュアル」二一(5)>

② 以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。なお、専任特例を活用する場合との併用はできない。また、1)～3)の併用はできない。

1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（法二十六条の五）

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 三（監理技術者等の専任）（2）①1）～7）を満たしていること。なお、三（2）①2）について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、三（2）①6）ロについては、所属する営業所の名称を加え、三（2）①6）ニ（イ）については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える等が必要のため留意が必要である。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

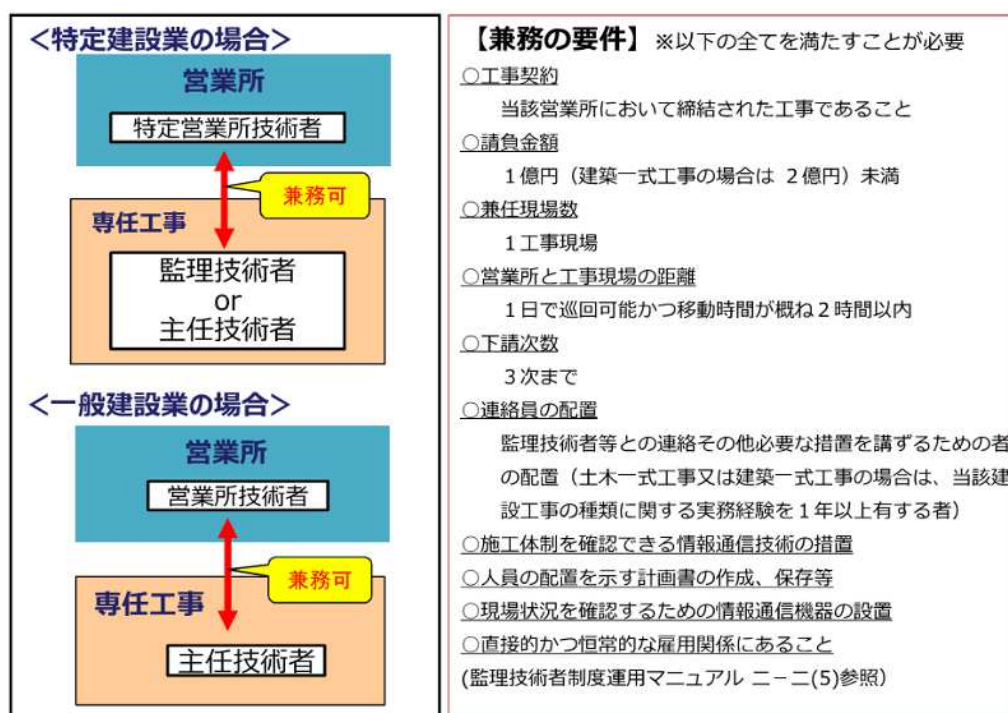
イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（2）の場合以外）

1) の要件を全て満たすこと（三（2）①1）は除く）。



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」（中部地方整備局）より引用

6 主任（監理）技術者等を兼務させる場合の手続き

- (1) 兼務を希望する場合は、当該工事の公告日から1週間以内に以下の表の届出又は承認願を建設企画課に提出する。

※例 金曜日公告の場合、翌週の木曜日まで

兼務の方法	届出又は承認願
1 主任技術者の兼務	主任技術者兼務届 (様式第 17-1 号)
2 主任（監理）技術者の兼務（専任特例 1 号）	主任技術者等兼務届 (様式第 17-2 号)
3 監理技術者の兼務（監理技術者補佐を配置） （専任特例 2 号）	監理技術者兼務届 (様式第 17-3 号)
4 監理（主任）技術者が複数の工事を同一の工事 として管理	同一監理（主任）技術者承認願 (様式第 17-4 号)
5 営業所（特定営業所）技術者と主任（監理）技 術者の兼務 ※「専任で配置する必要がある建設工事」及び「岡崎市外の営業所 における非専任の建設工事」に適用し、「岡崎市内の営業所におけ る非専任の建設工事」については兼務届の必要を要しない。	営業所技術者等兼務届 (様式第 17-5 号)

- (2) 兼務の可否について建設企画課から連絡を受けた後、入札に参加する。
- (3) 落札候補者となった場合、速やかに上記の届出又は承認願を3部作成し、そのうち1部を既工事の発注部署に提出する。
- (4) 兼務させる工事の発注課へ「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」の提出と同時に上記の届出又は承認願を1部提出する。なお、残りの1部は、受注者の控とする。
- (5) 3（専任特例2号）に限り、既工事同士の兼務の場合は兼務届を建設企画課に提出する。兼務が認められた場合は速やかに兼務届を2部作成し、兼務させる工事の発注課と既工事発注課に1部ずつ提出する。また、両課へ「現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届」を1部ずつ提出する。

7 留意事項

- (1) 兼務配置とした工事において、次に掲げる場合、市は、兼務配置の解除を命じることができる。この場合、受注者は専任できる別の主任技術者を速やかに設置することとし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。
- ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき。
- イ 連絡員が定められていなかったとき（連絡員が作業員等に周知されていなかったときを含む。）。
- ウ 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。
- (2) 本取扱いに記載のない事項等については、国土交通省が策定している「監理技

術者制度運用マニュアル」等を参考にするなどし、適切に対応すること。

8 適用時期

令和7年4月23日

連絡先：岡崎市総務部契約課 審査契約係

電話 (0564)23-6720

Email keiyaku@city.okazaki.lg.jp

岡崎市土木建設部建設企画課 工事検査係

電話 (0564)23-6635

Email kensetsukikaku@city.okazaki.lg.jp

主任技術者兼務届

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

工事の主任技術者について、下記のとおり兼務します。
記

主任技術者の氏名		
当 該 工 事	工 事 名	
	請負代金額	
	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
兼 務 先 工 事	発注機関名	
	工 事 名	
	路線等の名称	
	工事場所	
	請負代金額	
	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(添付書類)

- 当該工事と兼務先工事との関係が確認できる書類
〔各工事の施工場所を記入した地図（縮尺1/100,000以上、工事現場間の距離を記したもの）
兼務する期間が確認できる工程表 など〕
- その他、個別に必要と認める書類

注 専任を要しない技術者どうしの兼務については、届出は不要
現場代理人等通知書に添付して提出する場合は、宛先、請負者名などは省略可

主任技術者等兼務届

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

工事の主任(監理)技術者について、下記のとおり兼務します。

記

主任(監理)技術者の氏名					
当該工事	工 事 名				
	請負代金額				
	工 期		令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	
	移 動 時 間				
	下 請 次 数				
	工事現場の施工体制の確認方法				
	情報通信機器				
	連 絡 員	氏 名		実務経験※1	
所属会社					
兼務先工事	発注機関名				
	工 事 名				
	路線等の名称				
	工 事 場 所				
	請負代金額				
	工 期		令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	
	下 請 次 数				
	工事現場の施工体制の確認方法				
	情報通信機器				
	連 絡 員	氏 名		実務経験※1	
所属会社					

(添付書類)

- ・各工事の施工場所の位置及び移動時間を記入した地図（縮尺1/100,000以上、移動手段を明記）
- ・兼務先工事が施工中の場合は、CORINSの写し等及び施工体系図
- ・当該工事連絡員の実務経験証明書（任意様式）※1
- ・その他、個別に必要と認める書類

※1：土木一式工事又は建築一式工事の場合のみ記載(添付)し、それ以外の工事は不要

注 現場代理人等通知書に添付して提出する場合は、宛先、請負者名などは省略可

監 理 技 術 者 兼 務 届

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

工事の監理技術者について、下記のとおり兼務します。

記

監理技術者の氏名		
当 該 工 事	工 事 名	
	請負代金額	
	監理技術者補佐の氏名 ・生年月日（年齢）	
	法令による資格・免許等	
兼 務 先 工 事	発注機関名	
	工 事 名	
	路線等の名称	
	工 事 場 所	
	請負代金額	
	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	監理技術者補佐の氏名	
	法令による資格・免許等	

- (添付書類)
- ・記入した当該工事監理技術者補佐の有資格を証明する書類
 - ・各工事の施工場所を記入した地図（縮尺1/100,000以上、各工事が同一建設事務所管内でない場合は工事現場間の距離を記したもの）
 - ・兼務先工事が施工中の場合は、CORINSの写し等
 - ・その他、個別に必要と認める書類

注 現場代理人等通知書に添付して提出する場合は、宛先、請負者名及び重複する添付書類は省略可

同一監理（主任）技術者承諾願

令和 年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

請負者 住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者氏名）

下記の工事について、同一の建築物または連続する工作物であり、同一の監理（主任）技術者により管理することを希望しますので、承諾願います。

記

技術者の氏名		
① 施 行 中 の 工 事	発注機関名	
	工 事 名	
	路線等の名称	
	工 事 場 所	
	請負代金額	円
	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
② 同 一 の 技 術 者 に よ る 管 理 を 希 望 す る 工 事	発注機関名	
	工 事 名	
	路線等の名称	
	工 事 場 所	
	指名通知日	令和 年 月 日
	請負代金額	円
	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

<同一の監理（主任）技術者による管理を合理的と考える理由>

（添付書類）

- ・「①施行中の工事」の発注者の書面による承諾
（※①工事が岡崎市発注の工事の場合は、不要です。）
- ・「①施工中の工事」の契約書、工程表、図面及びその他工事内容がわかる書類
（※①工事が岡崎市発注の工事の場合は、不要です。ただし、ヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。）

営業所技術者等兼務届

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

請負者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

工事の主任（監理）技術者について、下記のとおり営業所（特定営業所）技術者と兼務します。

記

主任(監理)技術者の氏名				
専任で配置されている 営業所				
当 該 工 事	工 事 名			
	請負代金額			
	工 期		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
	移動時間			
	下請次数			
	工事現場の施工体制の確認方法			
	情報通信機器			
	連絡員	氏 名		実務経験※1
所属会社				

(添付書類)

- ・営業所と工事施工場所の位置及び移動時間を記入した地図（縮尺1/100,000以上、移動手段を明記）
- ・当該工事連絡員の実務経験証明書（任意様式）※1
- ・その他、個別に必要と認める書類

※1：土木一式工事又は建築一式工事の場合のみ記載(添付)し、それ以外の工事は不要

注 現場代理人等通知書に添付して提出する場合は、宛先、請負者名などは省略可

※「専任で配置する必要がある建設工事」及び「岡崎市外の営業所における非専任の建設工事」に適用し、「岡崎市内の営業所における非専任の建設工事」については兼務届の必要を要しない。